岩手県告示第1号

漁業法(昭和24年法律第267号)第129条第3項の規定により、次のとおり小本川漁業協同組合の遊漁規則の変更を認可した。 令和2年1月6日

岩手県知事 達 増 拓 也

- 1 漁業権者の名称及び住所
 - (1) 名称 小本川漁業協同組合
 - (2) 住所 下閉伊郡岩泉町岩泉字中野40番地42
- 2 漁業権の免許番号 内共第5号
- 3 変更の内容

変更前	変更後		
(特設釣場及びつかみどり漁場)	(特設釣場及びつかみどり漁場)		
第8条 [略]	第8条 [略]		

2 次の表のア欄に掲げる区域において、イ欄に掲げる水産動 2 次の表のア欄に掲げる区域において、イ欄に掲げる水産動 物を対象に、ウ欄に掲げる期間に組合が濃密放流して開設す る特設釣場において遊漁しようとする者は、工欄に掲げる料 金を組合が指定する場所において納付しなければならない。

ア 区域	イ 名称	ウ 期間	エ 遊漁料 (日券)
下閉伊郡岩泉町岩泉	やまめ	5月1日か	[略]
	マまめ		「台叫」
清水川龍泉洞橋下流		ら9月30日	
端から東北電力株式		までの期間	
会社岩泉第二発電所		のうち毎年	
取水えん堤までの間		組合が別に	
の <u>990m</u> の区域		定めて公表	
		した期間	

物を対象に、ウ欄に掲げる期間に組合が濃密放流して開設す る特設釣場において遊漁しようとする者は、工欄に掲げる料 金を組合が指定する場所において納付しなければならない。

アー区域 イータ	イ 名称	ウ期間	工 遊漁料
/ E3	7 71/10 / 7 79/101	\ \ \ \ \ \ \ \ \ \ \ \ \ \ \ \ \ \ \	(日券)
下閉伊郡岩泉町岩泉	やまめ	4月1日か	[略]
清水川龍泉洞橋下流	いわな	ら9月30日	
端 <u>の上流47m</u> から東		までの期間	
北電力株式会社岩泉		のうち毎年	
第二発電所取水えん		組合が別に	
堤までの間の <u>1,037</u>		定めて公表	
<u>m</u> の区域		した期間	

備考 変更部分は、下線の部分である。

4 変更後の遊漁規則の施行日 令和2年1月6日